

令和元年第4回岩泉町議会
臨時会会議録目次

第 1 号 (7月30日)

出席議員	1
欠席議員	1
職務のため議場に出席した者の職・氏名	2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	2
議事日程	3
開会の宣告	5
開議の宣告	5
議事日程の報告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定について	5
報告第1号の上程、報告	5
・報告第 1号 小本漁港地域水産物供給基盤整備（北防波堤）その2工事の請負変更契約締結の専決処分について	
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	6
・議案第 1号 IP告知システム更新工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて	
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	11
・議案第 2号 小本漁港地域水産物供給基盤整備（北防波堤）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて	
議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	13
・議案第 3号 財産（動産）の取得に関し議決を求めることについて	
議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	17
・議案第 4号 財産（動産）の取得に関し議決を求めることについて	
議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	19

・議案第 5号 財産（動産）の取得に関し議決を求めることについて

閉会の宣告	22
署名	23

令和元年第4回岩泉町議会臨時会会議録（第1号）

招 集 年 月 日	令 和 元 年 7 月 2 5 日					
招 集 の 場 所	岩 泉 町 議 会 議 事 堂					
開 会、開 議、散 会 延 会、閉 会 の 日 時	開 会	令 和 元 年 7 月 3 0 日 午 前 1 0 時 0 0 分				
	散 会	令 和 元 年 7 月 3 0 日 午 前 1 0 時 4 6 分				
出席及び欠席議員 出席 14人 欠席 0人 (凡例) ○ 出席 × 欠席	議員 番号	氏 名	出欠 の別	議員 番号	氏 名	出欠 の別
	1	畠 山 昌 典	○	9	菊 地 弘 巳	○
	2	畠 山 和 英	○	10	合 砂 丈 司	○
	3	小 松 ひ と み	○	11	畠 山 直 人	○
	4	八重樫 龍 介	○	12	三田地 泰 正	○
	5	三田地 久 志	○	13	野 舘 泰 喜	○
	6	林 崎 竟 次 郎	○	14	加 藤 久 民	○
	7	坂 本 昇	○			
	8	三田地 和 彦	○			

会議録署名議員	1 2 番	三田地 泰 正	1 3 番	野 舘 泰 喜
	1 番	畠 山 昌 典		
職務のため議場 に出席した者の 職・氏名	事 務 局 長	箱 石 良 彦	副 主 幹 兼 議 事 係 長	大 森 淳 一
	主 査	佐々木 美穂子		
地方自治法第 121条の規 定により説 明のため出 席した者の 職・氏名	町 長	中 居 健 一		
	副 町 長	山 崎 重 信	副 町 長	末 村 祐 子
	教 育 長	三 上 潤	危 機 管 理 監 兼 危 機 管 理 課 長	佐々木 重 光
	総 務 課 長	應 家 義 政	政 策 推 進 課 長	三 浦 英 二
	会 計 管 理 者 兼 税 務 出 納 課 長	中 川 英 之	町 民 課 長	三 上 久 人
	保 健 福 祉 課 長	田 鎖 英 明	経 済 観 光 交 流 課 長	馬 場 修
	農 林 水 産 課 長	佐々木 修 二	地 域 整 備 課 長 兼 復 興 課 長	佐々木 真
	上 下 水 道 課 長	三 上 訓 一	消 防 防 災 課 長	和 山 勝 富
教 育 次 長	三 上 義 重			
議 事 日 程	別 紙 議 事 日 程 の と お り			
会 議 に 付 し た 事 件	別 紙 の と お り			
議 事 の 経 過	別 紙 の と お り			

令和元年第4回岩泉町議会臨時会

議事日程(第1号)

令和元年 7月30日(火曜日) 午前10時00分開会

開会の宣告

開議の宣告

議事日程の報告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 報告第1号 小本漁港地域水産物供給基盤整備(北防波堤)その2工事の請負変更契約締結の専決処分について

日程第 4 議案第1号 IP告知システム更新工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて

日程第 5 議案第2号 小本漁港地域水産物供給基盤整備(北防波堤)工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて

日程第 6 議案第3号 財産(動産)の取得に関し議決を求めることについて

日程第 7 議案第4号 財産(動産)の取得に関し議決を求めることについて

日程第 8 議案第5号 財産(動産)の取得に関し議決を求めることについて

閉会の宣告

◎開会の宣告

○議長（加藤久民君） ただいまから令和元年第4回岩泉町議会臨時会を開会します。

ただいまの出席議員は14人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（加藤久民君） これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（加藤久民君） 本日の議事日程はお手元に配りましたとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（加藤久民君） 議事日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、12番、三田地泰正君、13番、野館泰喜君、1番、畠山昌典君を指名します。

◎会期の決定について

○議長（加藤久民君） 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。お手元に配りました会期日程案は、7月30日、議会運営委員会で決定を見たものでありますが、本臨時会の会期はお手元に配りました案のとおり、本日1日間にしたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日間に決定しました。

◎報告第1号の上程、報告

○議長（加藤久民君） 日程第3、報告第1号 小本漁港地域水産物供給基盤整備（北防波堤）その2工事の請負変更契約締結の専決処分についての報告を求めます。

應家総務課長、はい、どうぞ。

〔総務課長 應家義政君登壇〕

○総務課長（應家義政君） 報告第1号 小本漁港地域水産物供給基盤整備（北防波堤）その2工事の請負変更契約締結の専決処分について。

小本漁港地域水産物供給基盤整備（北防波堤）その2工事の請負変更契約の締結について、地方自治法第180条第1項の規定及び町長の専決事項の指定についてに基づき、別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和元年7月30日、岩泉町長、中居健一。

別紙をごらん願います。専決処分書。小本漁港地域水産物供給基盤整備（北防波堤）その2工事の請負変更契約の締結について、地方自治法第180条第1項の規定及び町長の専決事項の指定についてに基づき、次のとおり専決処分する。

令和元年6月24日、岩泉町長、中居健一。

記。1、工事名、小本漁港地域水産物供給基盤整備（北防波堤）その2工事。

2、工事場所、岩泉町小本字小本地内。

3、契約金額、当初請負額8,856万円、変更請負額8,862万8,040円、変更による増額6万8,040円。

4、請負者、住所、久慈市新中の橋第4地割35番地の3。氏名、宮城建設株式会社、代表取締役社長、竹田和正。

5、変更理由、諸経費に技術管理費を加えたことによる増。

次のページに参考資料を添付してございますので、参照願います。

以上でございます。よろしくお願いをいたします。

○議長（加藤久民君） これで報告第1号の報告を終わります。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（加藤久民君） 日程第4、議案第1号 IP告知システム更新工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案者の説明を求めます。

應家総務課長、はい、どうぞ。

〔総務課長 應家義政君登壇〕

○総務課長（應家義政君） 議案第1号 IP告知システム更新工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて。

IP告知システム更新工事の請負に関し、次のとおり契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

1、工事名、IP告知システム更新工事。

2、工事場所、岩泉町全域。

3、契約金額、1億886万4,000円。

4、請負者、住所、盛岡市中央通一丁目2番2号。氏名、東日本電信電話株式会社岩手支店、支店長、星伸寿。

令和元年7月30日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。IP告知システム更新の請負変更を締結しようとするものである。

次のページの参考資料をごらん願います。工期でございますけれども、令和元年7月30日着手予定でございます、令和2年3月31日完成予定でございます。

工事概要としましては、IP告知システムの主要機器更新工事でございます、更新対象機種の主なものでは、送受信装置としまして管理サーバー2台、送受信装置の配信サーバーが8台、それから送受信装置の管理装置、子局の分が8台、以上となつてございまして、下段に施設概要図を添付してございますけれども、今回は送信をするメインのほうを整備をすると。あとは子局の分8カ所整備をするというものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（加藤久民君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第1号について質疑を行います。質疑はありますか。

7番、どうぞ。

○7番（坂本 昇君） 1億800万円なりの入札に関して指名業者が1社と、これはもう従来からの関連工事なので、この点はやむを得ないかとは思うのですが、長年やっていることによつて1社の随意契約による見落としが出てくる可能性があるのではないかというふうなことなので、

当局としては、どういう積算のもとでどういう管理に留意して適正な入札を行っているというふうに考えているのかをお願いします。

○議長（加藤久民君） 三浦政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（三浦英二君） 東日本電信電話株式会社ということでご案内のとおり、このシステムを整備した業者さんでございます。これは、本町の職員におきましても、例えば大学等という専門分野をおさめている者あるいは民間業者さんで一旦働いてから本町のほうに入庁をいただいて、そういったスキルをもともと持ち合わせている者が担当をしております。したがって、そういった者が県を初めといたしました関連のICT業界が主催等をする研修等にも参加をいたしまして資質の向上を図っております。さらに、設計等の単価につきましても、これは国、総務省のほうで示した積算単価を用いて設計等々をしており、チェックもしております。さらには、不明な点等がある場合には、即東北総合通信局に確認をしながら進めておりますので、これはもうビジネスライクに業者さんとはおつき合いをしながら整備のほうを進めさせていただくということで進めております。

○議長（加藤久民君） 7番、どうぞ。

○7番（坂本 昇君） わかりました。

もう一点は、予定価格が1億1,000万円に対して制限価格が2,300万円、通常ですと制限価格はこの下の参考資料にあるような、大体予定価格のさらにまた70から80のあたりで設定されているのが多いわけですが、ここの開きについての何か考え方があるのかどうかお伺いします。

○議長（加藤久民君） 三浦政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（三浦英二君） これは、設計の中に普通であれば、これの大体総体的な何割ぐらいという制限価格を設けることになると思うのですけれども、この場合は、設計の項目の中にぐっと抑えることができる部分があるというようなことで、その部分を加味した一般の工事とは若干違うような考え方のもとで制限価格を抑えているというところもございます。

○議長（加藤久民君） 13番、どうぞ。

○13番（野館泰喜君） 今度の更新工事は、メイン部分の管理部分の更新になるわけです。それで、更新という考え方に業者サイドの更新時期あるいは使用者サイドの更新時期、そしてまた第三者的に見た適正な更新時期、これにずれはありませんでしょうか。

○議長（加藤久民君） 三浦政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（三浦英二君） これは、ハードウェア、サーバー関係でございますけれども、もともと5年と、このシステムを開発しているメーカーさんのほうでも5年しか保守はしませんよということをもとものことで私どもも承知の上でこれを使用しておりますので、5年経過に基づきまして保守をやる意味でも、万全にする意味でもこの5年が更新の時期というふうに判断しての今回の更新工事ということでございます。

○議長（加藤久民君） 13番、どうぞ。

○13番（野館泰喜君） 先ほど職員のスキルアップあるいは専門知識を備えた職員も順次入庁しているという話がありました。その中で、実は一般社会の中でも5年とかということを買うときには、パソコンなんかで言われます。しかし、実際に使っているのは10年も使っているわけです。何の支障もなく使えているという実情もあるわけです。したがって、そこの5年更新ということは、今後永遠に5年ごとに1億円を抛出するということになるかと思っておりますので、5年を7年に、あるいは8年という考え方はないのでしょうか。

○議長（加藤久民君） 三浦政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（三浦英二君） これは、以前にも私のほうでご説明をさせていただいた経緯もあると思っておりますけれども、今後このシステムをずっと使うのであれば、そういった5年ごとの更新というのは出てくるかもしれませんが、今回の更新は、あくまでもあと5年という、5年で終わりですよという前提のもとでの今回の更新でございます。

さらに、議員ご指摘の5年に限ってということでございますが、これについては、必要最低限の部分だけを今回選んでといいますか、チョイスをしてやった部分でございますので、何といっても保守が一番でございますので、保守をしていただかないと、もう故障が起きた場合には、どうしようもできないというお手上げ状態になりますので、それですと町民の行政サービスが現時点では滞るということになりますので、それを避けるための更新ということでございます。

○議長（加藤久民君） 13番、どうぞ。

○13番（野館泰喜君） 今のきょう出ている分はメイン部分ですが、このほかに末端部分があるわけです。そちらのほうの更新というのは、サイクル的に何年サイクルで更新が必要なのでしょうか。

○議長（加藤久民君） 三浦政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（三浦英二君） 今議員ご指摘の末端の告知端末の部分あるいはそこまでいく途中

の線の関係等々でございますが、この告知端末につきましては、使用をいただいている町民の皆さん、それぞれのケースがございまして、今でも毎日のようにお電話をいただいております。したがって、私どもで対応できる部分につきましては、即お宅にお邪魔したりしながら修理、補修をしているわけでございますけれども、完全に機器のほうがもう壊れているというケースもございまして、それにつきましては、去年予算をいただきまして700台確保をしておりますので、そういった部分はもう交換ということで私のほうで毎日対応をさせていただいている状態でございます。

○議長（加藤久民君） 13番、どうぞ。

○13番（野館泰喜君） そうすると、このメイン部分の今もうぴーちゃんねつとは町民にとって欠かせないツールになっているわけです。その状況の中で5年後にはまたメイン部分の更新が発生すると。そしてさらに700台を確保してあるけれども、次のその後の更新ということになると、現状の機器が多分もうないという状況があると思っておりますが、その辺の対策についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（加藤久民君） 三浦政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（三浦英二君） 告知端末は、議員ご指摘のとおり、もう製造はしておらないということでございますので、この700台で終わりでございます。それから、システムのほうももう保守は、保守といいますか、システムそのものの更新はしないというふうな業者のお話でございますので、この告知端末を今の状態で使ったぴーちゃんねつとは、この5年間で一旦は終了という考え方に基づかなければならないと思っております。

そして、議員からご指摘をいただきました町民に欠かせないツール、これについての考え方につきましては、次の形をどのような形でいくのか。スマートフォンでいくのか、あるいはタブレットをやるのか、これについてはこの5年間、5年間といっても5年満度ではないですけれども、この間に次を模索をしなければならないということでの考え方でございます。

○議長（加藤久民君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） これで質疑を終わります。

これから議案第1号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（加藤久民君） 日程第5、議案第2号 小本漁港地域水産物供給基盤整備（北防波堤）工
事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案者の説明を求めます。

應家総務課長、はい、どうぞ。

〔総務課長 應家義政君登壇〕

○総務課長（應家義政君） 議案第2号 小本漁港地域水産物供給基盤整備（北防波堤）工事の請
負契約の締結に関し議決を求めることについて。

小本漁港地域水産物供給基盤整備（北防波堤）工事の請負に関し、次のとおり契約を締結する
ため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分
に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

1、工事名、小本漁港地域水産物供給基盤整備（北防波堤）工事。

2、工事場所、岩泉町小本字小本地内。

3、契約金額、1億9,764万円。

4、請負者、住所、久慈市新中の橋第4地割35番地の3。氏名、宮城建設株式会社、代表取締役
社長、竹田和正。

令和元年7月30日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。小本漁港地域水産物供給基盤整備（北防波堤）工事の請負契約を締結しようとする
ものである。

次のページの参考資料をごらん願います。工事期間でございますが、令和元年7月31日着工予
定、2年3月6日完成予定でございます。

工事概要でございますけれども、施工延長は25.6メートル、消波ブロックの製作、ドロス50トン型を117個、消波ブロックの据えつけでございますけれども、ドロス40トン型を4個、ドロス50トン型を109個据えつけでございます。標準断面図の赤い部分に据えつけを予定しておるものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（加藤久民君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第2号について質疑を行います。質疑はありますか。

8番、どうぞ。

○8番（三田地和彦君） まずこの議案そのものについてはあれではございませんが、工期のほうの関係で質問させていただきたいと思います。ということは、まず消波ブロックの据えつけということで下のほうの工事概要の下のほうに139個ブロックを作成したと。そして、まず本当は全部据えつけてもらえばよかったのですが、108個を据えつけて残の23個は次年度の据えつけという説明でございますが、この23個繰り越したのは、30年度内の工期だったのか、それは残った理由をご説明、お願いしたいと思います。

○議長（加藤久民君） 佐々木地域整備課長、どうぞ。

○地域整備課長兼復興課長（佐々木 真君） 消波ブロックの製作につきましては、これまでもつくり置きをしながら据えながらというのを毎年繰り返しておりまして、昨年度、先ほど報告でもさせていただいた工事などは、つくり置きをした分ということになりまして、そのつくり置き分があって、それぞれの断面的に施工する箇所というのがございます、そこに据える分は据えておくのですけれども、また今回の工事でつくり置き117個をやりますので、それとあわせてまた据えつけの時期を見て据えつけていくというような、ちょっと繰り返しの計画の中での残りが出ているというような形でございます。

○議長（加藤久民君） 8番、どうぞ。

○8番（三田地和彦君） それで工期の期間が令和2年3月6日の完成予定ということで、今117個という、これをつくり置きということなのですが、それを令和2年3月6日に完成するのか、そこら辺の答弁をお願いします。

○議長（加藤久民君） 佐々木地域整備課長。

○地域整備課長兼復興課長（佐々木 真君） 工期的には、今回の約2億円の事業費になるわけで

すけれども、当初据えるほうを先行しまして、9月ぐらいまでに、ここ2カ月のところでとりあえず据える分は、どんどん据えたいと考えておりました。その後、コンクリートのほうの段取りをしまして、製造に入って十分この工期では全てつくり終えるという計算で進めております。

○議長（加藤久民君） 8番、どうぞ。

○8番（三田地和彦君） ありがとうございます。それで、まず一番下のほうの緑、新設消波ブロックドロス50トン型ということで、これが完成すれば、まず小本の漁港の静穏度はかなりよくなるかなと思うのですが、やはり何ととっても、最近はそれこそ予定外というのですが、予想外のしげがくるわけなのです。これでまず以前もこの質問はしているのですが、今のやり方だとまた崩れる可能性が、全部ドロスのブロックになれば、これは丈夫という答弁はいただいているわけなのですが、とりあえずこれを急いでこのグリーンの方までが完成するように工期をなるべく早めていただきたいということをお願いしておきますので、よろしくをお願いします。

以上です。

○議長（加藤久民君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） これで質疑を終わります。

これから議案第2号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（加藤久民君） 日程第6、議案第3号 財産（動産）の取得に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案者の説明を求めます。

應家総務課長、はい、どうぞ。

〔総務課長 應家義政君登壇〕

○総務課長（應家義政君） 議案第3号 財産（動産）の取得に関し議決を求めることについて。

次のとおり財産を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

1、取得する財産、種別、小型動力ポンプ付積載車。型式、トヨタダイナ小型動力ポンプ（B—3級）。数量、2台。契約金額1,987万2,000円。

2、取得の方法、買い入れ。

3、契約の相手方、住所、紫波郡矢巾町広宮沢第11地割501番地14。氏名、互光商事株式会社、代表取締役、玉川康介。

令和元年7月30日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。消防活動の用に供する小型動力ポンプ付積載車を買い入れしようとするものである。

次のページの参考資料をごらん願います。概要を記載してございます。乗車定員は6人。配置場所でございますけれども、第5分団第4部見内川、そして第7分団第3部2班大牛内でございます。概要については記載のとおりで、その裏面からは図面を添付してございます。参照願います。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（加藤久民君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第3号について質疑を行います。質疑はありませんか。

13番、どうぞ。

○13番（野館泰喜君） 関連した質問なのですが、たまたまここに第5分団第4部に配置ということがありますが、実は第5分団第4部の消防屯所そのものが非常に老朽化しておりまして、ここも更新時期を過ぎているように認識しておりますが、この関係についての計画あるいは認識はどのようなになっていますでしょうか。

○議長（加藤久民君） それでは、答弁させます。

和山消防防災課長、どうぞ。

○消防防災課長（和山勝富君） 見内川の消防屯所につきましては、昭和52年3月建築で41年経過していると認識しているところでございます。木造平家で46.37平米、敷地は230.09平米で町有地

となってございます。この屯所の更新等の計画でございますが、40年以上を経過している屯所も多々ございます。そうした中でなかなか計画的な更新ということができていないというのが正直現状のところでございます。今年度につきましては、安家の複合施設ということで元村の屯所が複合施設の中で新築されるというところになってございます。そしてまた、来年度でございますけれども、河川改修に伴う尼額の屯所が移転することで計画を進めているところでございます。その後の計画は、第6分団第3部の浅内の屯所が一番古いのですけれども、これに関しては、道路のほうの改良工事でよろしいのでしょうか、工事のほうの関係を見ながら進めていくというところで現段階での計画につきましては、ここまでとなっているところでございます。

○議長（加藤久民君） 13番、どうぞ。

○13番（野館泰喜君） やっぱり団員の意識向上とか、何ともしのびない部分が実はあります。したがって、先ほどご答弁いただきました40年を超えた部分につきましては、きっちりと更新計画を立てていただいて順次何年ごろにはということその地区の消防団員に明示することによって意識向上が図られるという側面があるかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（加藤久民君） 和山消防防災課長、どうぞ。

○消防防災課長（和山勝富君） 議員おっしゃるとおりだと認識しております。できるだけ速やかにそういった更新計画を立てて進めてまいりたいと考えております。

○議長（加藤久民君） 2番、どうぞ。

○2番（畠山和英君） 今回小型動力ポンプ付の積載車の購入でありますけれども、ポンプ車とかいろんな種別とか種類があるかと思いますが、今回これらを整備するに当たってのこれまで積載車であったからこの積載車を更新する、あるいはどういうふうに、その機種に、種別について車種についての検討はその都度しているのかどうか。8分団あるわけでありまして、その基準等の考え方をお願いします。

○議長（加藤久民君） 和山消防防災課長、どうぞ。

○消防防災課長（和山勝富君） 消防ポンプ自動車につきましては、現在16台、小型動力ポンプ付積載車につきましては24台の配備となっております。消防団等ともご相談させていただきながら更新計画に基づいて、また消防団のほうにもお示ししながらこの車両更新計画を立てて更新を進めているところでございます。また、消防ポンプ自動車につきましては、割合消防対象物、建物の多いところ等々に配置しているような状況でございます。また小型動力ポンプにつ

きましては、水利等の部所が車両でしにくいというような部分に関しましては、小型動力ポンプのほうが非常に有効でございますので、そういった活動を組み合わせながら進めているところでもございます。また、消防整備指針によりまして、消防ポンプ自動車でございますと活動人員が5名となっております。小型動力ポンプにつきましては4名での活動ということで、そういったところも勘案しながら更新計画を立てているというところでございます。

○議長（加藤久民君） 2番、どうぞ。

○2番（畠山和英君） ありがとうございます。この請負工事の案件については工期がございませけれども、動産の取得については納期限と申しましょうか、納期がないです。これまでもそうありますが、まずこの箇所のこの案件3号についての納期はいつでしょうか、納期限。

○議長（加藤久民君） 和山消防防災課長、どうぞ。

○消防防災課長（和山勝富君） 仕様書を作成してメーカーのほうからつくっていただいておりますけれども、その仕様書の中に納期といたしまして令和2年2月6日と明記して業者さんのほうに現在つくっていただいているという状況でございます。

○議長（加藤久民君） 2番、どうぞ。

○2番（畠山和英君） これから提案される4号、5号の動産にもかかわるわけですが、やっぱり納期を示していただければ、請負工事と同じように、参考資料でありますので、示していただければいいのかなと思います。あと4号、5号について、この納期について説明の際にご提案していただければと思いますが、よろしくをお願いします。

○議長（加藤久民君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） これで質疑を終わります。

これから議案第3号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第3号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（加藤久民君） 日程第7、議案第4号 財産（動産）の取得に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案者の説明を求めます。

應家総務課長、はい、どうぞ。

〔総務課長 應家義政君登壇〕

○総務課長（應家義政君） 議案第4号 財産（動産）の取得に関し議決を求めることについて。

次のとおり財産を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

1、取得する財産、種別、スクールバス。型式、日野SPG—XZB60M—ZRMNY。数量、1台。契約金額625万8,600円。

2、取得の方法、買い入れ。

3、契約の相手方、住所、岩泉町尼額字下坪5番地13。氏名、有限会社細越自動車販売、代表取締役、細越修児。

令和元年7月30日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。岩泉町立小本小学校の小成及び豊岡地区児童の通学用としてスクールバスを買い入れしようとするものである。

次のページの参考資料をごらん願います。スクールバスの概要を記載してございます。乗車定員は25人となっております。裏面には図面を添付してございます。

納期につきましては、担当課のほうからご報告させていただきますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。ご審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長（加藤久民君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第4号について質疑を行います。質疑はありませんか。

12番、どうぞ。

○12番（三田地泰正君） 今回のスクールバス買い入れの地区が小成、豊岡地区とあるのですが、

現状の通学に利用されている生徒数は何人なのかお伺いします。

○議長（加藤久民君） 三上教育次長、どうぞ。

○教育次長（三上義重君） 現在の利用する児童は、児童生徒になりますが、小学生が13名、中学生が3名、合計16名になってございます。

先ほど総務課長のほうから話がありましたが、納期ですが、納期のほうは本年、令和元年の12月27日が納期になってございました。よろしくお願いいたします。

○議長（加藤久民君） 4番、どうぞ。

○4番（八重樫龍介君） ここで主な装備のところですね、宮古広域に行きましたが、今車載カメラを登載したのを購入しているようです、消防車両等でも。このスクールバスには、事故なんか起きたときのために車載カメラは登載しないのかお伺いします。

○議長（加藤久民君） 三上教育次長、どうぞ。

○教育次長（三上義重君） こちらのほうですが、バックビューモニターはついていますが、車載カメラのほうはこちらのほうは仕様では示しておりませんでした。

○議長（加藤久民君） 4番、どうぞ。

○4番（八重樫龍介君） やはり今後のことを考えますと、衝突事故等を起こしたときに、どちらに責任があるのか明確になると思うので、ぜひこれは登載すべきと思いますが、その辺お願いします。

○議長（加藤久民君） 三上教育次長、どうぞ。

○教育次長（三上義重君） そうですね、最近のやはり状況を見ますと、かなり車載カメラが事故等、ある程度記録に残りますので、ただこれはスクールバスのみに限らず役場の公用車も出てきますので、そちらはまた関係課と協議しながら進めたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（加藤久民君） 7番、どうぞ。

○7番（坂本 昇君） 定員25人乗りということでのマイクロバスですが、これについては、小成、豊岡だけの送迎の限定なのか、もっと学校全体についての利用の範囲が可能なかどうか、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（加藤久民君） 三上教育次長、どうぞ。

○教育次長（三上義重君） スクールバスにつきましては、通常の通学はもちろんですが、例えば学校行事等で中学校とか、今回は小本ですので、小本の小学校、中学校でございまして、

学校行事等でも利用できるような程度数のほうは今回25人の定員のバスのほうは購入を予定してございます。

○議長（加藤久民君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） これで質疑を終わります。

これから議案第4号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第4号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（加藤久民君） 日程第8、議案第5号 財産（動産）の取得に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案者の説明を求めます。

應家総務課長、はい、どうぞ。

〔総務課長 應家義政君登壇〕

○総務課長（應家義政君） 議案第5号 財産（動産）の取得に関し議決を求めることについて。

次のとおり財産を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

1、取得する財産、種別、岩泉町立小学校情報教育用パソコン等。数量、一式。契約金額1,684万8,000円。

2、取得の方法、買い入れ。

3、契約の相手方、住所、盛岡市下太田沢田68—40。氏名、株式会社リードコナン、代表取締役、伊東晃郎。

令和元年7月30日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。岩泉町立小学校情報教育用パソコン等を買入れしようとするものである。

次のページの参考資料をごらん願います。主なものとしましては、指導者用のタブレットパソコン9台、そして児童用タブレットパソコン90台、あとは附属品等々を買入れするものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（加藤久民君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第5号について質疑を行います。質疑はありますか。

7番、どうぞ。

○7番（坂本 昇君） 参考資料によりますと、8社を指名して5社が辞退ということと、それから入札価格も1,600万円から4,600万円と広範囲になります。このことによって心配されるのが一気にこのパソコンの更新が岩泉町だけではなくて全県下なり、全国的なことで更新されるというふうなことから、町に及ぼす影響なり、納期も含めてあるのではないかとということが懸念されるわけですが、その点についてのご見解はいかがでしょうか。

○議長（加藤久民君） 三上教育次長、どうぞ。

○教育次長（三上義重君） まず最初に、納期につきまして、先ほどと同様でございますが、納期のほうもスクールバスと同様でございますが、こちら令和元年12月27日が納期となっております。

確かに議員からお話ございましたように、現在ウィンドウズ7のOSのほう平成32年1月14日でサポートの期限が来るということでちょっと新聞のほうにも出ましたが、かなり全国的に機器のパソコンのほうの更新が進んでおりまして、確かに順調にいくのかというのは、我々のほうでも懸念してございました。そのために入札のほうも大変不安ではありましたが、8社のうち辞退が多かったということでございましたが、実際のところ業者選定のほうでは、業者登録している今回のお願いしようとするものを扱っている業者、そちらのほうをリストアップしまして、選定委員会にかけて、その中で選ばれてございます。

ただ中身がただのパソコンのみというのではなくて、教育用のソフトを入れてもらうものでございますので、そのために業者さんのほうでも通常のパソコンのみを販売している業者さんは、やはりちょっと辞退のほう傾向的にあったのかなと思ってございました。

金額の開きにつきましては、こちらのほうちょうど3社が札入れしていただいておりますが、そのうち設計額のほうを少し上回っているのが2社ございます。今回落札いただきました業者のほうは、設計よりも少しやっぱり下がったということで設計額自体も妥当な設計額であったかとは感じてございましたし、ただあとは金額に対しましては、今度ソフトとの関連もございまして、その業者さんのほうでの今回札入れしていただいた分になりますので、うちのほうでも入札後にも確認しながら納期あるいは本当に大丈夫かということで確認はしてございまして、納品のほうは大丈夫できるように進めていきたいと思っておりましたので、よろしく願いいたします。

○議長（加藤久民君） 7番、どうぞ。

○7番（坂本 昇君） もう一点は、あとはセキュリティー、結果的にLANも組まれたり、それからインターネットも使えるというふうなことで子どもたちとのかかわりと、そこにウイルスも含めて、そういうふうなセキュリティー関係の安全性については、特別な指示を出してあるのかどうかお伺いします。

○議長（加藤久民君） 三上教育次長、どうぞ。

○教育次長（三上義重君） やはりパソコンの導入の際には、やはり重要なポイントになってございますので、ただ今回の場合は新たにパソコンに入れるものではなくて更新でございますので、環境自体のほうはセキュリティーのほうに気をつけている部分に今度また入れるような形になってございますので、そこは必ず重要な部分として発注していきたいと思っておりました。

○議長（加藤久民君） ほかにございせんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） これで質疑を終わります。

これから議案第5号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第5号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（加藤久民君） 本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和元年第4回岩泉町議会臨時会を閉会します。

(午前10時46分)

この会議録は、事務局職員が調製したものであるが、内容は真正であると認め署名する。

令和 年 月 日

議 長

加 藤 久 民

署 名 議 員

三 田 地 泰 正

署 名 議 員

野 舘 泰 喜

署 名 議 員

畠 山 昌 典
